

ジャパンレザープライドタグの使用に関する規定

《総則》

目的

第1条 この規定は、日本産革の魅力を表しているジャパンレザープライドロゴマークを活用したタグ（以下「JLPタグ」という）の使用許可における条件、手続き等を定めることによりJLPタグの使用を推進し、日本産革のブランド力を高めることを目的とする。

JLPタグの定義他

第2条 JLPタグは別図のとおりとする。

2 JLPタグに関する権限は、一般社団法人日本タンナーズ協会（以下「当協会」という）に帰属する。

3 JLPタグは当協会が指定する印刷会社のみで発行する。

使用者の資格

第3条 JLPタグの使用の資格者は、①日本で発行された化製場許認可証又は行政機関が発行した製革業者の証明書、②日本国内で排水処理を適正に行っていることを証明できる書類、③宣誓書などを提出し、ブランド運営委員会（以下「所管委員会」という）の審査を経て、許可を得た製革業者のみ（以下「使用者」という）とする。

審査機関

第4条 前条に基づき設置される所管委員会の委員は、当協会の理事会で選任され、適正な審査に当たる。

使用対象となる物

第5条 JLPタグ使用許可の対象となる物は次の通りとする。

①使用者の革素材を使用し、かつ、次の条件を使用者の責任の下、把握できる革製品。

イ) 日本国内で生産する製革業者が「原皮およびウェットブルー」から生産した革を100%使用していること。

ロ) 革製品は日本国内で製造されていること。

ハ) 異素材との併用は可とするが、革素材の使用比率は表面積の60%以上であること。

使用に係る経費

第6条 JLPタグの使用に係る経費については、全額使用者の負担とする。

使用期間

第7条 JLPタグの使用許可期間は、許可の決定をした日から2年間とする。

2 継続使用を希望する者は、使用期限日までに、JLPタグ使用許可申請書（第1号様式）に必要資料を添付して継続使用の申請を当協会に提出しなければならない。

《手続き》

使用許可の申請

第8条 JLPタグを使用しようとする者（以下「タグ申請者」という）は、JLPタグ使用許可申請書（第1号様式）に必要資料を添付して、当協会に提出しなければならない。

2 使用許可を受けた者（以下「使用許可者」）のうち、新たに追加された条件を満たしたい使用許可者は、改訂されたJLPタグ使用許可申請書（第1号様式）に必要資料を添付して、当協会に提出しなければならない。

使用許可の決定

第9条 当協会へ、前条の使用許可の申請があったときには、所管委員会が審査の上、速やかに許可の可否を決定する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は許可しない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- (2) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして利用するおそれがある場合
- (3) 当協会の信用又は品位を害すると認められたとき
- (4) その他許可することを当協会が不相当と認めたとき

2 当協会は、前項の規定により使用許可を決定したときは、許可番号を付与し、JLPタグ使用許可決定通知書（第2号様式）を送付するとともに当協会指定のJLPタグを発行する印刷会社の連絡先を伝える。

3 当協会は、第1項の規定により不許可を決定した場合は、速やか

にタグ申請者に対して、その理由を付して使用不許可通知書（第3号様式）により通知する。

使用上の遵守事項

第10条 前条の規定により使用許可者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請内容に沿った適正な使用を行うこと。
- (2) JLPタグを指定の印刷会社に発注する時は、事前に当協会へ使用計画書（第4号様式）を提出すること。
- (3) JLPタグを使用して虚偽行為や悪意を持った行為を行わないこと。
- (4) 使用の権利の譲渡、又は転貸しをしないこと。
- (5) 許可無く編集及び改編して異なった形で使用しないこと。

調査

第11条 所管委員会は、使用許可者に対して必要に応じJLPタグの使用状況の確認調査を実施することができる。

2 使用許可者は前項に規定する調査の際、求められた資料の提出等誠実に応じなければならない

使用許可の取り消し

第12条 当協会は、使用許可者が、次の各号のいずれかに該当するときは警告を行い、改善が見られない場合は使用許可を取り消し、その旨を当該使用許可者に通知する。

- (1) 第10条の遵守事項に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正行為によって、使用許可を受けたとき。
- (3) 虚偽行為により第三者に損害を与えるような使用をしたとき。
- (4) 許可期間を過ぎても使用しているとき。
- (5) その他当協会もしくは所管委員会が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により使用許可の決定を取り消したときは、使用許可取り消し通知書（第5号様式）により、当該使用許可者に通知する。

罰則

第13条 当協会は、前条第2項に該当する違反者に対して、JLPタグの回収を求めることがある。また、通知日から3年間の使用許

可申請の禁止及び当協会ホームページにて違反者の社名と代表者名を1年間公示する。

その他

第14条 当協会ホームページにて使用許可者を公開する。

第15条 JLPタグの使用に起因する問題が生じた場合は、使用許可者が速やかに対処するものとし、当協会は一切の責任を負わない。

第16条 この規定に定めるもののほか使用・管理につき必要な事項又は疑義が生じた事項については関係者と協議のうえ、決定する。

附則

・平成26年6月23日開始。

・平成26年11月27日改訂。

別図：JLPタグ仕様の裏面に文章を追加

別図：テキスト部分拡大を追加

・平成27年6月9日改訂。

別図：JLPタグ仕様（小サイズ）を追加

JLPタグ使用計画書：小サイズ用の記入欄を追加

・平成27年11月30日改訂。

《総則》使用者の資格

第3条の文章にある「③宣誓書を提出」を「③宣誓書などを提出」に変更

《総則》使用対象となる物

第5条①イ)の文章「原皮」を「原皮及びウェットブルー」へと変更

《総則》使用期間

第7条2項を追記

《手続き》使用許可の申請

第8条2項を追記

《様式1》

継続・追加の申請を追記。提出書類④追加

・平成28年4月28日改訂

《総則》使用対象となる物

第5条①ハ)の文章「革製品を製造するメーカーは日本国内に本社があることとするが、工場は国内外を問わない。但し、タグの取り付けや封入作業

などは日本国内で行うこと」を、ロ)「革製品は日本国内で製造されていること」へと変更。

• **平成29年9月6日改訂**

《様式1》

提出書類②の文章にある（直近3カ月以内の下水道料金領収書の写し）を（直近3カ月分の下水道料金領収書の写し）へと変更。

提出書類④A. ②の文章にある（直近3カ月以内の下水道料金領収書の写し）を（直近3カ月分の下水道料金領収書の写し）へと変更。

• **平成29年12月6日改訂**

《手続き》その他

第14条を追加

• **令和元年7月2日改訂**

《様式4》

使用計画書に JAPAN LEATHER PRIDE タグのルール『使用対象となる物』を追記

別図

(大サイズ)

JLPタグ仕様

- サイズ: 左右50.4mm×天地82.6mm (角R2mm)
- 紙: GAファイル ブラック 450kg



(表面)

- 仕様: ロゴ/UV厚盛り

(裏面)

- 仕様: シリアルNo/活版印刷(シルバー)

(小サイズ)

JLPタグ仕様

- サイズ: 左右42mm×天地68mm(角R2mm)
- 紙: GAファイル ブラック 450kg



(表面)

- 仕様: ロゴ/UV厚盛り

(裏面)

- 仕様: シリアルNo./シルク印刷(シルバー)

テキスト部分拡大

J A P A N L E A T H E R

タンナーと呼ばれる職人がいる。それは、「皮」から素材としての「革」を生み出す者たち。日本独自の気候によって磨かれた彼らの繊細な技術と感性にしかつくりえない革がある。強く、美しく、手にした人の一生ものになっていくもの。それが J A P A N L E A T H E R。このタグは、日本のタンナーが丹念につくりあげ、日本タンナーズ協会によって認証された革のみにつけられる、品質と誇りの証である。

（一社）日本タンナーズ協会

会 長 喜田 邦男 様

住 所

（申請者）名 称

役職・代表者氏名



ジャパンレザープライドタグ使用許可（新規・継続・追加）申請書

ジャパンレザープライドタグの使用に関する規定第 8 条により同タグを使用したいので、次ページの文章に同意のうえ署名し、提出書類一式を添えて申請します。

<p>提出書類</p>	<p>① 日本で発行された化製場許認可証の写し または、行政機関が発行した製革業者の証明書の写し</p> <p>② 日本国内で排水処理を適正に行っていることを証明できる書類（直近 3 カ月分の下水道料金領収書の写し）</p> <p>③ 宣誓書</p> <p>④ 他社が生産したウェットブルーを使用している場合に 必要な資料</p>
<p>連絡先</p>	<p>担当者名：</p> <p>電話番号： FAX：</p> <p>E-MAIL：</p>

次ページに続く

(一社) 日本タンナース協会
会長 喜田 邦男 様

宣 誓 書

本タグを使用するにあたって日本の革の生産者としてのプライドを持ちながら社会的責任を果たすことに努め、消費者に「日本産の革は良いもの」という日本産の革に対する評価を高めていくことを目指します。

ブランドイメージの確立や社会的・経済的地位の向上を目指し、ジャパンレザープライドタグの使用に関する規定を遵守するとともに、ブランドイメージ向上に誠心誠意努めていくことをここに誓います。

____年 ____月 ____日

自 署 : _____

Ⓜ

他社が生産したウェットブルーを使用している場合に
必要な資料

A. 日本国内のタンナーが生産

- ① 生産先が、取得している化製場許認可証の写し、または、行政機関が発行した製革業者の証明書の写し
- ② 生産先が、排水処理を適正に行っていることを証明できる書類（生産先が支払っている直近3カ月分の下水道料金領収書の写し）

B. 海外のタンナーが生産

生産先（国名とタンナー名）を下記に明記し、その生産者が適正に排水処理を行っていることを証明できる書類や資料をさらに追加して提出します。

• _____

• _____

• _____

• _____

ウェットブルーの生産先（※申請時）について、該当する資料を提出します。

_____年 月 日

自署：_____

Ⓔ

年 月 日

住 所

名 称

役職・代表者氏名

様

（一社）日本タンナーズ協会

会 長 喜田 邦男

ジャパンレザープライドタグ使用許可決定通知書

ジャパンレザープライドタグの使用に関する規定第9条2項により、〇〇年〇月〇日付で新規申請（継続申請・追加申請）のありました件について、使用の許可を決定しましたので通知します。また、許可番号は「〇〇〇〇〇〇号」とします。

なお、使用にあたってはジャパンレザープライドタグの使用に関する規定を遵守のうえ下記の点に留意してください。

- ① 使用期間は使用許可決定日の〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの2年間です。
- ② 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸しすることはできません。
- ③ 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、一般社団法人日本タンナーズ協会（以下「当協会」という）は一切の責任を負いません。
- ④ 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合に、使用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- ⑤ 使用者が上記の警告に応じない場合は、使用許可の取り消しその他必要な措置をとる場合があります。
- ⑥ 使用許可が取り消されたときは使用許可取り消しの日から利用することはできませんので、使用中のタグの回収を求めることがあります。また、取り消しにより使用者に生じた損害について、当協会は一切の責任を負いません。
- ⑦ タグの適切な使用を図るため、使用の状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- ⑧ ジャパンレザープライドタグの使用に関する規定は、必要に応じて変更することがあります。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

住 所

名 称

役職・代表者氏名

様

（一社）日本タンナーズ協会

会 長 喜田 邦男

ジャパンレザープライドタグ使用不許可通知書

ジャパンレザープライドタグの使用に関する規定第9条3項の規定により、〇〇年〇月〇日付で申請のありました件について、審査の結果、下記の理由により不許可となりましたので通知します。

記

不許可の理由

以上

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

（一社）日本タンナーズ協会

会長 喜田邦男 様

住 所

（使用許可者）名 称

役職・代表者氏名

印

ジャパンレザープライドタグ使用計画書

ジャパンレザープライドタグの使用に関する規定第10条によりジャパンレザープライドタグ使用計画書を提出します。

総予定枚数：計 枚

大サイズ 枚

小サイズ 枚

配布先	製品名	サイズ (大・小)	予定枚数

※欄内に書ききれない場合はコピーしてお使いください。

JAPAN LEATHER PRIDE タグのルール

●使用対象となる物

JLPタグ使用許可者の革素材を使用し、かつ、次の条件を使用者の責任の下、把握できる革製品。

- ・日本国内で生産する製革業者が「原皮およびウェットブルー」から生産した革を100%使用していること。
- ・革製品は日本国内で製造されていること。
- ・異素材との併用は可とするが、革素材の使用比率は表面積の60%以上であること。

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

住 所

名 称

役職・代表者氏名

様

（一社）日本タンナーズ協会

会 長 喜田 邦男

ジャパンレザープライドタグ使用許可取り消し通知書

ジャパンレザープライドタグの使用に関する規定第12条2項により、
〇〇年〇月〇日付第〇号で許可したジャパンレザープライドタグの使用に
ついて、警告後の改善がありませんでしたので、検討の結果、下記の理由
により許可を取り消したことを通知します。なお、同規定第13条のとおり、
下記の罰則処置を行います。

記

1. 取り消し理由

2. 罰則処置

以上